

議案第 33 号

長久手古戦場記念館条例の制定について

長久手古戦場記念館条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 5 月 8 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、長久手古戦場記念館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手古戦場記念館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、長久手古戦場記念館（以下「記念館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 国により指定された史跡である長久手古戦場の保護及びその歴史的価値に関する情報の発信を図り、学術及び文化の発展に寄与するため、記念館を設置する。

2 記念館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 長久手古戦場記念館
- (2) 位置 長久手市武蔵塚204番地

(事業)

第3条 記念館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 小牧・長久手の戦いに関する資料の収集、保管及び展示並びに調査研究に関すること。
- (2) 小牧・長久手の戦いに関する理解の増進に関すること。
- (3) 学校、図書館その他の教育施設と連携した事業
- (4) その他記念館の設置目的を達成するために必要な事業

(管理運営の委任)

第4条 記念館の管理及び運営については、長久手市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任する。

(指定管理者による管理)

第5条 教育委員会は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、記念館の次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行わせることができる。

- (1) 第3条各号に規定する事業の運営に関する業務

- (2) 記念館の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) その他教育委員会が必要と認める業務
- (指定管理者の指定)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に指定管理業務を行うことができると認められるものを指定管理者に指定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保ができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (3) 第2条第1項の目的を効果的に達成し、効率的な管理運営ができること。
- (4) 指定管理業務を安定して行う物的及び人的能力を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いが確保できること。

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理の基準等)

第7条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関する事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項

- (4) 前3号に掲げるもののほか、記念館の管理に関し必要な事項
(指定の取消し等)

第8条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する教育委員会の指示に従わないとき。
- (2) 第6条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 第6条第3項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(利用の制限)

第9条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を拒否することができる。

- (1) 暴力団（長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認めるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設、設備又は記念館に収蔵している資料（以下「記念館資料」という。）を毀損するおそれがあると認めるとき。
- (4) その他管理上支障があると認めるとき。

(利用者の義務)

第10条 利用者は、記念館の利用に際しては、この条例及びこれに基づく教育委員会規則並びに教育委員会の指示に従わなければならない。

(観覧料)

第11条 記念館資料の展示を観覧しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、別表に定める観覧料の額を上限として、市長が定める観覧料を納付しなければならない。

2 納付された観覧料は、還付しない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

3 市長は、特別の事由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(管理を行わせる場合の観覧料)

第12条 第5条の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合における観覧料の額は、前条第1項に規定する観覧料の額を上限として、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 前項の場合において、記念館資料の展示を観覧しようとする者は、前条第1項の規定にかかわらず、前項に規定する観覧料を納付しなければならない。

3 指定管理者は、納付された観覧料は還付しない。ただし、相当の理由があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、観覧料の全部又は一部を還付することができる。

4 指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の収入)

第13条 前条第1項に規定する観覧料は、指定管理者の収入とする。

(記念館資料の利用等の許可)

第14条 次に掲げる者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(1) 記念館資料の撮影、模写、模造、熟覧等（以下「記念館資料の利用」という。）をしようとする者

(2) 記念館資料の館外貸出し（以下「貸出し」という。）を受けようとする者

2 教育委員会は、記念館の管理に必要があるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(記念館資料の利用等の不許可)

第15条 教育委員会は、記念館資料の利用又は貸出し（以下「利用等」という。）の許可を受けようとする者が第9条各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用等の許可をしないものとする。

(許可の取消し等)

第16条 教育委員会は、第14条の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は公益上特に必要があると

認めるときは、その許可を取り消し、利用等の中止若しくは停止を命じ、又はその許可に付した条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく教育委員会規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) その他教育委員会が不相当と認めるとき。

2 前項の規定による許可の取消し等によって許可を受けた者に損害が生じた場合においては、教育委員会は、その責を負わないものとする。

(原状回復義務)

第17条 許可を受けた者は、第14条の許可を受けた利用等を終えたとき又は前条第1項の規定により利用等の許可を取り消され、利用等の中止若しくは停止を命じられたときは、記念館資料を速やかに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第18条 利用者及び許可を受けた者は、故意又は過失により施設、設備又は記念館資料を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(読替規定)

第19条 第5条の規定により記念館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第9条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「教育委員会の」とあるのは「指定管理者の」と読み替えるものとする。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、記念館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月9日から施行する。

(準備行為)

第2条 第6条の規定による指定管理者の指定の手続、その他記念館を供用す

るために必要な準備行為は、この条例の施行の日の前においても、行うことができる。

別表（第 11 条関係）

区分	観覧料（個人 1 人 1 回につき）		年間観覧料
常設展示（企画展示を開催していない期間に限る。）	高校生以上の者	500 円	6,000 円
	中学生以下の者	無料	
企画展示	高校生以上の者	2,000 円	
	中学生以下の者	無料	

備考

- 1 企画展示の観覧料を納付した者は、同日に限り常設展示を無料で観覧することができる。
- 2 年間観覧料を納付した者は、常設展示及び企画展示の両方を観覧することができる。

議案の概要

1 制定の趣旨

この条例は、長久手古戦場記念館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため制定するものです。

(背景・目的) 長久手古戦場記念館の設置により、国により指定された史跡である長久手古戦場を将来にわたり保護し、その歴史的価値に関する情報の発信を図ることで、学術及び文化の発展に寄与していくことを目的として制定するものです。

2 制定の内容

- (1) 第1条に趣旨を規定すること。
- (2) 第2条に設置を規定すること。
- (3) 第3条に事業を規定すること。
- (4) 第4条に管理運営の委任を規定すること。
- (5) 第5条に指定管理者による管理を規定すること。
- (6) 第6条に指定管理者の指定を規定すること。
- (7) 第7条に管理の基準等を規定すること。
- (8) 第8条に指定の取消し等を規定すること。
- (9) 第9条に利用の制限を規定すること。
- (10) 第10条に利用者の義務を規定すること。
- (11) 第11条に観覧料を規定すること。
- (12) 第12条に管理を行わせる場合の観覧料を規定すること。
- (13) 第13条に観覧料の収入を規定すること。
- (14) 第14条に記念館資料の利用等の許可を規定すること。
- (15) 第15条に記念館資料の利用等の不許可を規定すること。
- (16) 第16条に許可の取消し等を規定すること。
- (17) 第17条に原状回復義務を規定すること。
- (18) 第18条に損害賠償を規定すること。
- (19) 第19条に読替規定を規定すること。

(20) 第 20 条に委任を規定すること。

3 今後の影響

条例の制定により、史跡長久手古戦場を保護し、その歴史的価値に関する情報の発信を図ることで、学術及び文化の発展を推進していくことができます。

4 附則について

- (1) この条例は、令和 8 年 4 月 9 日から施行するものとします。
- (2) 附則第 2 条に準備行為を規定するものとします。